

令和5年（2023年）招集大阪狭山市議会定例会

12月定例会議会提出議案等の概要（市長提出分）

議案第119号 大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例について

本市を取り巻く様々な行政課題を踏まえ、各分野における事務の推進体制の強化とともに組織のスリム化を図り、より機能的かつ効果的に対応できる組織機構の構築をめざし、令和6年4月1日から組織の再編や統合などの機構改革を実施するため、所要の改正を行うもの

議案第120号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

令和5年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じ、民間給与との較差を埋めるため、行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改定することから、所要の改正を行うもの

議案第121号 大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市の会計年度任用職員の給与制度の見直しを行うため、所要の改正を行うもの

議案第122号 大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例について

令和6年度からの新たな指定管理者を指定するにあたり、文化会館駐車場の取扱いについて規定するため、所要の改正を行うもの

議案第123号 大阪狭山市育英金貸与条例の一部を改正する条例について

多様化する学びのニーズに対応するため、入学する生徒が増加している通信制高校についても、育英金の貸与の対象とし、また、返還の猶予についても通信による教育を受ける場合を含めることとするため、所要の改正をするもの

議案第 1 2 4 号 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され、令和 5 年 9 月 1 6 日に施行されたこと等に伴い、所要の改正をするもの

議案第 1 2 5 号 財産区財産の処分について

財産区財産（すりばち池）を処分することについて、議会の議決を求めるもの

議案第 1 2 6 号から議案第 1 2 9 号まで 指定管理者の指定について

大阪狭山市文化会館など 1 2 施設の指定管理者の指定期間が令和 6 年 3 月 3 1 日で満了することに伴い、指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるもの

議案第 1 3 0 号 令和 5 年度（2 0 2 3 年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第 7 号）について

自立支援給付費や子ども医療費等の増加に伴う不足見込額を増額するほか、財産区財産のすりばち池の処分に伴う所要の財源措置等を講じるもので、歳入歳出それぞれ 7 億 8, 4 9 1 万 4 千円を増額補正するもの

議案第 1 3 1 号 令和 5 年度（2 0 2 3 年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和5年の人事院勧告に基づく行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給月数の改定に伴う所要の財源措置を講じるもので、歳入歳出それぞれ7,796万4千円の増額補正をするもの

議案第132号 令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

一般被保険者保険料還付金を100万円と、国・府支出金等超過交付返還金を327万4千円補正計上し、その財源として前年度決算剰余金を427万4千円補正計上するもので、歳入歳出それぞれ427万4千円を増額補正するもの

議案第133号 令和5年度(2023年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について

令和5年の人事院勧告に基づく行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給月数の改定に伴う所要の財源措置を講じるもので、歳入歳出それぞれ150万2千円の増額補正をするもの

議案第134号 令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る経費を補正計上し、財源としては、国庫補助金等を計上するもので、歳入歳出それぞれ1,143万4千円を増額補正するもの

議案第135号 令和5年度(2023年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

令和5年の人事院勧告に基づく行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給月数の改定に伴う所要の財源措置を講じるもので、歳入歳出それぞれ220万2千円の増額補正をするもの

議案第136号 令和5年度(2023年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）について

令和5年の人事院勧告に基づく行政職給料表及び期末・勤勉手当の支給月数の改定に伴う所要の財源措置を講じるもので、歳入歳出それぞれ15万4千円の増額補正をするもの

議案第137号 令和5年度（2023年度）大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算（第2号）について

池尻財産区財産である、すりばち池の処分に伴い、歳入歳出それぞれ12億4,313万3千円の増額をするもの

議案第138号 令和5年度（2023年度）大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算（第1号）について

今熊財産区財産である、塚池の処分に向けた用地測量業務を行うため必要となる経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ382万3千円の増額をするもの